

## 「群馬県感染症予防計画（原案）」の概要

### 1 計画改定の趣旨

国は、新型コロナウイルス感染症対応で生じた課題等を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症の発生及びまん延に備えるため、令和4年12月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）を改正し、国が定める基本指針及び県が定める予防計画の記載事項を充実させ、感染症対策の強化を図ることとした。

これを受け、約3年間に及ぶ新型コロナウイルス感染症対応で得られた経験や課題を踏まえつつ、感染症の予防及びまん延防止に係る措置を計画的に実施するため、計画を全面改定する。

### 2 計画期間

2024（令和6）年度から2029（令和11）年度までの6年間

### 3 計画の位置付け

本計画は、感染症法第10条に基づく都道府県計画であり、新・群馬県総合計画の医療分野における個別実施計画である。

### 4 主な改定内容

#### （1）記載事項の充実

「感染症法」の改正により、基本指針における関係機関との連携による病床、外来医療、医療人材及び医療用物資の確保、検査や保健所の体制強化、自宅や宿泊施設等での療養支援、感染症患者等の移送・搬送、機動的なワクチン接種の実施等の措置等の記載が追加されたことに伴い、本県の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえて、計画の記載を充実。

#### （2）数値目標の設定

医療機関等と締結する協定等に基づき、下記項目について数値目標を設定し、実効性を持った感染症対策の推進に取り組む。

〔数値目標を設定する項目〕（括弧書きは指標とする数値）

- ① 病床（各協定締結医療機関における確保可能病床数）
- ② 診療・検査医療機関数（各協定締結医療機関の機関数）
- ③ 自宅療養者等への医療提供  
（自宅・宿泊施設・高齢者施設における療養者等に医療を提供する機関数）
- ④ 後方支援（後方支援を行う医療機関数）
- ⑤ 医療人材の確保人数（派遣可能な人数（医師、看護師等の人数）
- ⑥ 個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関の数（協定締結医療機関数）
- ⑦ 検査能力及び検査機器の確保数（衛生環境研究所等の検査実施能力及び検査機器数）
- ⑧ 宿泊施設確保居室数（確保居室数）
- ⑨ 研修・訓練回数（医療機関や保健所等が研修・訓練を年1回以上実施した回数及び割合）
- ⑩ 人員確保数（流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数）
- ⑪ 即応可能なI H E A T要員の確保数（I H E A T研修受講者数）